

東京地方裁判所 平成 30 年（フ）第 6361 号  
破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外

## 破産法 157 条報告書

### (第 10 回債権者集会)

令和 7 年 1 月 29 日

東京地方裁判所 民事第 20 部合議係 御中

破産者 株式会社ケフィア事業振興会 外  
破産管財人 弁護士 内 田 実

#### 第 1 前回集会後の主な管財業務の状況

以下では、第 9 回債権者集会（令和 6 年 7 月 17 日）以降の主な管財業務の状況を報告する。

各破産者の破産手続の進行状況及び進行予定は別紙 1「破産者の概要」の「手続の進行状況・進行予定」欄記載のとおりである。

破産者 31 者のうち、第 9 回債権者集会までに破産手続が終結した破産者は 27 者であり、本日現在破産手続が係属している破産者は 4 者となっている。当該 4 者に関する財産目録、収支計算書、破産貸借対照表は、別紙 2 のとおりである。

#### 1 中間配当を実施した破産者（3 者）

##### (1) ケフィア事業振興会

第 6 回集会報告のとおり、令和 3 年 5 月 27 日に、破産裁判所の許可を得て、配当率を 1%とする中間配当を実施した。

令和 6 年 12 月末日時点において、配当金の送金を実施できた債権者は 27,460 名であり、金額合計 1,016,854,673 円の配当を完了している。このうち、第 9 回

集会の報告以後、書類等が整って配当ができた債権者は 8 名、配当金額は合計 188,901 円である。

なお、前回集会後、新たに 2 名の債権者から債権届出書が提出されたが、いずれも、一般調査期日（令和 2 年 1 月 21 日及び同年 9 月 16 日実施）の後になされた届出である。この場合には、一般調査期日までに債権届出書を提出できないことにつき「その責めに帰することができない事由」が必要となり（破産法第 112 条 1 項）、本件ではこれを認めることができないため、上記 2 名の内 1 名は自ら債権届出を取下げ、残る 1 名については破産裁判所により債権届出を却下する旨の決定がなされた。

## (2) ケベッククラブ・九州クラブ

第 5 回集会報告のとおり、既に中間配当は完了している。

## 2 配当可能性はないが破産手続に係属している破産者（ケーツーシステム）

ケーツーシステムについては配当見込みがないものの、ケフィア事業振興会等が管財業務を継続する上で必要な継続的契約の主体となっており、契約者名義の変更ができないことから、破産手続を続行していた。前回集会以降、専門業者に依頼して契約関係を精査し、不要な契約の解約等を進めた結果、ケーツーシステムが契約主体となっている契約をすべて終了することができたことから、本期日にて破産手続を終結することとしたい。

## 3 処分取消しを求める訴訟

### (1) 処分取消訴訟の経過

これまでに報告しているとおり、当職は、令和 3 年 4 月 14 日、東京地方裁判所に対し、平成 26 年 7 月期ないし平成 30 年 7 月期の各通知処分の取消を求める訴訟を提起した（事件番号令和 3 年（行ウ）第 156 号・以下「取消訴訟」という）。

取消訴訟においては、全 10 回の期日が開かれ、令和 4 年 12 月 1 日の第 10 回期日をもって審理が終結し、令和 5 年 2 月 21 日、通知処分の取り消しを求めた当職の請求を全部棄却する判決（以下「原判決」という）がなされた。当職は、原判決を不服として、御庁許可を得て、令和 5 年 3 月 6 日に東京高等裁判所に控訴を提起した。

控訴審における審理の経過は次のとおりである。第 11 回以降が前回集会後に開かれた期日である。

なお、次回第 15 回期日は令和 7 年 3 月 5 日午後 1 時 15 分と指定されている。

第 1 回期日            令和 5 年 6 月 15 日午後 2 時

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 第2回期日  | 令和5年6月15日午後2時20分   |
| 第3回期日  | 令和5年6月30日午後1時30分   |
| 第4回期日  | 令和5年9月6日午前10時30分   |
| 第5回期日  | 令和5年10月16日午前10時30分 |
| 第6回期日  | 令和5年12月4日午後3時00分   |
| 第7回期日  | 令和6年1月22日午前10時30分  |
| 第8回期日  | 令和6年3月18日午前10時30分  |
| 第9回期日  | 令和6年5月24日午前10時     |
| 第10回期日 | 令和6年7月5日午前10時      |
| 第11回期日 | 令和6年9月18日午後2時30分   |
| 第12回期日 | 令和6年11月1日午後1時30分   |
| 第13回期日 | 令和6年11月29日午後1時30分  |
| 第14回期日 | 令和7年1月17日午後1時30分   |

## (2) 控訴審における審理の状況

### ア 前回集会までの控訴審における審理の経過

原判決は、**ケフィア事業振興会**の行っていたオーナー制度 **A** コースにかかる取引（以下「本件取引」という）を非課税取引である金銭消費貸借契約と正しく認定したものの、更正の請求の対象となる本件取引等の額について立証があるとは言えず更正すべき金額が不明であると判断した。

そこで、控訴審では、更正の請求の全対象期間（平成26年7月期～平成30年7月期）について、**ケフィア事業振興会**のデータベース（以下「本件DB」という）のデータ分析を仔細に行い、弥生会計上のデータとの対比を行うとともに、本件DBに基づき行った更正が税務・会計上も正当であること等の立証を試みた。

もっとも、本件取引の取引件数は200万件にも上りその全てについて立証することは困難であることから、オーナー制度 **B** コースにかかる取引（**B** コース取引）に着目し、オーナー制度取引総額にあたる全体の仕訳を全て修正して不課税取引としたうえで、改めて課税標準額を算定するための修正を行った。これは、当初の確定申告のオーナー制度取引全体の売上から、**B** コース取引の売上を控除する方法で、**A** コース取引（本件取引）の額を立証する試みであった。

これに対して、控訴審の裁判所からは、平成27年7月期以降については確定申告において本件取引（**A** コース取引）と **B** コース取引が区別されず計上されているため、当初の確定申告における本件取引の特定が困難ではないか、等の問題が指摘された。

裁判所の問題意識を踏まえると、取引全体から B コース取引を控除して本件取引を特定することは困難となるため、当職は、本件取引自体を積み上げて立証する方法を検討することとした。

しかしながら、本件取引当時の関係者は全員退職しており、管理下にある資料やデータから、弥生会計と本件 DB が一致しない原因や、対象取引をすべて特定することはできない状況にあるため、確定申告の基礎となった弥生会計に計上されたすべての取引について、本件 DB やはがきを根拠として個々の取引の時期、金額、対象商品等の全てを特定することはできない。

そこで当職は、A コース取引の対象を限定して還付を受けられる金額を立証することとし、具体的な立証対象は、①平成 28 年 7 月期における、②オーナー制度 A コースにかかる取引しか存在しない（売買の性質を有する B コースの取引が存在しない）商品の取引であって、③平成 29 年 7 月期以降に満期を迎えて仕入れ計上した、④弥生会計と本件 DB の記録が一致する取引（13 商品に関する約 6670 件の取引）とした。そのうえで、この立証方法の妥当性、合理性及び具体的方法を裁判所及び被控訴人に説明した。

#### イ 前回集会以降の審理の状況（第 11 回～第 14 回期日）

前回集会以降、対象取引を限定することの合理性等についてさらに詳細に検討し、控訴裁判所及び被控訴人への説明を行った。

これに対し、裁判所及び被控訴人からは、①対象取引を限定することによって売上の立証はできるとしても、前期の売上に対応する仕入についての特定ができなければ更正の対象となる消費税額の立証ができないのではないかと、②特定の期に立証対象を限定するとしても、全ての取引を対象にする必要があるのではないかと、③ケフィア事業振興会では仕入処理すべき取引を期末に未払金として計上していることがあり、そうでないものとの区分けの基準はあるのか、④同一取引を仕入と未払金とで二重に計上していることはないのか、等の疑義が呈されたため、その解明に努めてきている。

#### ウ 今後の進行予定

控訴審での審理は、7 年 3 月 5 日に指定されている第 15 回期日までに、当職の主張及び立証の方針についての主張書面を提出することとなっている。その後被控訴人の認否・反論を経て、控訴裁判所において控訴人の立証方針についての意見を示すことが予定されている。

当職としては、これまで上記のとおり訴訟活動に努めてきたが、控訴提起からすでに 2 年近くもの期間が経過してもなお、裁判所及び被控訴人による疑問を全て解消して認容判決が得られるかどうかは不透明な状況にあること、立証

活動には相当程度の追加費用と時間を要することが見込まれることから、立証活動に進むかどうかは裁判所の心証をふまえて慎重に検討したい。

4 役員<sup>1</sup>の財産に対する保全処分又は役員<sup>2</sup>の責任に基づく損害賠償債権<sup>3</sup>の査定の裁判を必要とする事情の有無

破産法第 177 条第 1 項の規定による保全処分又は第 178 条第 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無については、なお調査中である。

第 2 今後の主な管財業務

1 処分取消しを求める訴訟手続への対応

前記第 1 の 3 のとおり、処分取消しを求める訴訟手続は控訴審において審理が続けられている。当職の請求が認容されるよう、引き続き主張立証に努める所存である。

2 最後配当の実施

ケフィア事業振興会、ケベッククラブ及び九州クラブについては、前記第 1 の 1 記載のとおり中間配当を完了した。上記 1 の訴訟により財団が形成できた場合には、最後配当を実施することとしたい。

以上

## (別紙1) 破産者の概要

| NO. | 事件番号         | 破産者                   | 手続の進行状況・進行予定           |
|-----|--------------|-----------------------|------------------------|
| 1   | 平成30(7) 6361 | 株式会社ケフィア事業振興会         | 続行                     |
| 2   | 平成30(7) 6362 | 株式会社飯田水晶山温泉ランド        | R4. 1. 25破産手続終結 (異時廃止) |
| 3   | 平成30(7) 6363 | かぶちゃん九州株式会社           | R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当) |
| 4   | 平成30(7) 6364 | かぶちゃんメガソーラー株式会社       | R3. 7. 21破産手続終結 (最後配当) |
| 5   | 平成30(7) 6711 | ケフィアインターナショナル株式会社     | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 6   | 平成30(7) 6712 | 株式会社ケーアイ・アド           | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 7   | 平成30(7) 6713 | 株式会社ケフィア・カルチャーカード     | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 8   | 平成30(7) 6714 | 株式会社ケフィア・クリエイティブ      | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 9   | 平成30(7) 6715 | 株式会社メープルライフ           | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 10  | 平成30(7) 6716 | 株式会社ケーツーシステム          | 続行                     |
| 11  | 平成30(7) 6717 | 一般社団法人柿国際文化協会         | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 12  | 平成30(7) 6718 | かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社 | R6. 1. 31破産手続終結 (異時廃止) |
| 13  | 平成30(7) 6719 | ケベッククラブ合同会社           | 続行                     |
| 14  | 平成30(7) 6720 | 九州クラブ合同会社             | 続行                     |
| 15  | 平成30(7) 6721 | 一般社団法人ケフィアグループ振興協会    | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 16  | 平成30(7) 6722 | かぶちゃん電力株式会社           | R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当) |
| 17  | 平成30(7) 6861 | 株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 18  | 平成30(7) 7144 | かぶちゃん農園株式会社           | R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当) |
| 19  | 平成30(7) 7241 | ケフィアグループC&L株式会社       | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 20  | 平成30(7) 7242 | 合同会社かきの森              | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 21  | 平成30(7) 7243 | 株式会社コラボ南信州            | R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当) |
| 22  | 平成30(7) 7421 | かぶちゃん信州乳業株式会社         | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 23  | 平成30(7) 7422 | かぶちゃんファーム株式会社         | R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当) |
| 24  | 平成30(7) 7501 | かぶちゃんインターナショナル株式会社    | R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当) |
| 25  | 平成30(7) 8117 | 株式会社かぶちゃん農園食堂         | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 26  | 平成30(7) 8118 | かぶちゃん製菓株式会社           | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 27  | 平成30(7) 8151 | 株式会社ケフィア・サプリメント       | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 28  | 平成30(7) 9344 | 鎬木武弥                  | R2. 9. 16破産手続終結 (異時廃止) |
| 29  | 平成30(7) 9372 | カブラキホールディングス株式会社      | R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当) |
| 30  | 平成30(7) 9373 | 鎬木秀彌                  | R3. 4. 21破産手続終結 (簡易配当) |
| 31  | 平成31(7) 706  | 辻秀子                   | R3. 4. 21破産手続終結 (最後配当) |

## (別紙2) 財産目録・収支計算書・破産貸借対照表

## 目次

| No. | 破産者名                  | No. | 破産者名                  |
|-----|-----------------------|-----|-----------------------|
| ①   | 株式会社ケフィア事業振興会         | ⑰   | 株式会社ケフィア・ファイナンシャルサービス |
| ②   | 株式会社飯田水晶山温泉ランド        | ⑱   | かぶちゃん農園株式会社           |
| ③   | かぶちゃん九州株式会社           | ⑲   | ケフィアグループC&L株式会社       |
| ④   | かぶちゃんメガソーラー株式会社       | ⑳   | 合同会社かきの森              |
| ⑤   | ケフィアインターナショナル株式会社     | ㉑   | 株式会社コラボ南信州            |
| ⑥   | 株式会社ケーアイ・アド           | ㉒   | かぶちゃん信州乳業株式会社         |
| ⑦   | 株式会社ケフィア・カルチャーカード     | ㉓   | かぶちゃんファーム株式会社         |
| ⑧   | 株式会社ケフィア・クリエイティブ      | ㉔   | かぶちゃんインターナショナル株式会社    |
| ⑨   | 株式会社メープルライフ           | ㉕   | 株式会社かぶちゃん農園食堂         |
| ⑩   | 株式会社ケーツースステム          | ㉖   | かぶちゃん製菓株式会社           |
| ⑪   | 一般社団法人柿国際文化協会         | ㉗   | 株式会社ケフィア・サプリメント       |
| ⑫   | かぶちゃんファイナンシャルサービス株式会社 | ㉘   | 亡鎚木武弥相続財産             |
| ⑬   | ケベッククラブ合同会社           | ㉙   | カブラキホールディングス株式会社      |
| ⑭   | 九州クラブ合同会社             | ⑳   | 鎚木秀彌                  |
| ⑮   | 一般社団法人ケフィアグループ振興協会    | ㉑   | 辻秀子                   |
| ⑯   | かぶちゃん電力株式会社           |     |                       |

※グレーでハイライトした破産者は前回集会までに破産手続が終結したため  
本報告書には財産目録等を添付しない。

開始決定日＝平成30年9月3日現在  
 (単位：円)

財産目録  
 (第10回債権者集会)

資産の部

| No. | 科 目    | 簿価<br>(H30.7.31) | 換価金額          | 備 考  |
|-----|--------|------------------|---------------|--|
| 1   | 現金     | 4,956,122        | 15,525,310    | 破産管財人への引継現金  |
| 2   | 預金     | 124,558,747      | 6,369,398     | 全て解約済み   |
| 3   | 売掛金    | 2,626,353,730    | 9,263,117     | 残余はケフィアグループ等に対するものであり換価困難                          |
| 4   | 棚卸資産   | 33,212,001       | 4,758,873     | 食品、PCディスプレイ等の売却代金                                  |
| 5   | 前払費用   | 778,876,764      | 0             | ケフィアグループ等に対するものであり換価困難                             |
| 6   | 短期貸付金  | 5,734,750,668    | 0             | ケフィアグループ等に対するものであり換価困難                             |
| 7   | 未収入金   | 5,590,600,716    | 0             | ケフィアグループ等に対するものであり換価困難                             |
| 8   | 立替金    | 804,279,660      | 0             | ケフィアグループ等に対するものであり換価困難                             |
| 9   | 仮払金    | 3,207,720,756    | 169,957,952   | ゆうちょ銀行及び興産信金等の仮差押分を回収済み、その他はケフィアグループ等に対するものであり換価困難 |
| 10  | 預け金    | 31,000,000       | 5,360,046     | 派遣会社から回収済み   |
| 11  | 未収消費税等 | 236,680,210      | 337,106,752   | 消費税等還付金を回収済み                                       |
| 12  | 繰越消費税  | 25,862,190       | 0             | 換価価値無し   |
| 13  | 建物     | 508,839,131      | 723,148,149   | ケフィアビルにかかる附属設備、構築物を含む。換価完了                         |
| 14  | 附属設備   | 181,400,729      | 0             | ケフィアビルと一体で換価                                       |
| 15  | 構築物    | 5,256,401        | 0             | ケフィアビルと一体で換価                                       |
| 16  | 機械装置   | 7,419,000        | 50,000        | 封入印刷機を換価済み   |
| 17  | 車両運搬具  | 19,042,275       | 2,600,700     | 車両4台を換価済み  |
| 18  | 工具器具備品 | 52,369,084       | 0             | 換価価値無し   |
| 19  | 一括償却資産 | 1,836,051        | 595,500       | パソコンを換価済み  |
| 20  | 土地     | 583,340,940      | 819,000,000   | ケフィアビルと一体で換価                                       |
| 21  | 果樹     | 6,919,522        | 0             | 換価価値無し   |
| 22  | ソフトウェア | 34,874,001       | 0             | 換価価値無し   |
| 23  | 商標権    | 1,522,515,824    | 0             | 換価価値無し   |
| 24  | 投資有価証券 | 55,046,144       | 13,811,577    | らくトクポイントの預託国債にかかる預託保証金を回収済み                        |
| 25  | 出資金    | 414,890,254      | 47,124,352    | カナダ法人株式売却代金及び興産信金の出資金                              |
| 26  | 敷金     | 1,818,500        | 1,154,300     | 神田須田町の賃借物件及び龍江発電所の敷金を回収済み                          |
| 27  | 保証金    | 66,089,800       | 84,240,554    | 日本旅行業協会及び運送会社から回収済み                                |
| 28  | 長期貸付金  | 19,264,504,301   | 0             | ケフィアグループ等に対するものであり回収困難                             |
| 29  | 保険積立金  | 825,157,258      | 10,252,933    | 保険解約返戻金を回収済み                                       |
| 30  | 投資預け金  | 370,000,000      | 0             | 換価価値無し   |
| 31  | 長期前払費用 | 191,811,937      | 0             | 換価価値無し   |
| 32  | 会員創造費  | 4,722,199,827    | 0             | 換価価値無し   |
| 33  | 繰延資産   | 871,837          | 0             | 換価価値無し   |
|     | 合計     | 48,035,054,380   | 2,250,319,513 |  |

※上記備考欄において「ケフィアグループ等に対するものであり換価困難」と記載したものの内、他の破産者に対する債権については、一部を配当金等として回収しているが、財産目録の換価金額には含めていない。



開始決定日＝平成30年9月3日現在  
(単位：円)

財産目録  
(第10回債権者集会)

負債の部

| No. | 科 目           | 件数     | 金額              | 認める債権額          | 認めない債権額        |
|-----|---------------|--------|-----------------|-----------------|----------------|
| 1   | 財団債権(公租公課)    | 44     | 191,536,033     |                 |                |
| 2   | 財団債権(労働債権)    | 22     | 12,750,345      |                 |                |
| 3   | 財団債権(その他)     | 0      | 0               |                 |                |
| 4   | 優先的破産債権(公租公課) | 0      | 0               |                 |                |
| 5   | 優先的破産債権(労働債権) | 0      | 0               |                 |                |
| 6   | 普通破産債権        | 29,409 | 116,832,201,143 | 103,362,833,614 | 13,469,367,529 |
|     | 合計            | 29,475 | 117,036,487,521 | 103,362,833,614 | 13,469,367,529 |

\* 負債の部 財団債権(公租公課)の件数及び金額には破産手続開始後に生じたものを含む。

平成30年9月3日～令和6年12月31日  
(単位:円)

収支計算書  
(第10回債権者集会)

| 収入の部 |             |               |
|------|-------------|---------------|
| No.  | 科目          | 金額            |
| 1    | 引継現金        | 1,125,310     |
| 2    | 預金          | 6,369,398     |
| 3    | 引継予納金       | 14,400,000    |
| 4    | 売掛金         | 9,263,117     |
| 5    | 動産売却代金      | 4,758,873     |
| 6    | 不動産売却代金     | 1,542,148,149 |
| 7    | 敷金          | 1,154,300     |
| 8    | 保険解約返戻金     | 10,252,933    |
| 9    | 株式譲渡代金      | 46,125,216    |
| 10   | 預金利息        | 105,946       |
| 11   | 地代家賃戻し      | 1,489,600     |
| 12   | 保証金         | 84,240,554    |
| 13   | 預け金         | 5,360,046     |
| 14   | 出資金         | 999,136       |
| 15   | 車両売却代金      | 2,600,700     |
| 16   | 還付金         | 337,106,752   |
| 17   | 精算金         | 16,886,641    |
| 18   | 仮払金         | 169,957,952   |
| 19   | 預り消費税       | 60,220,640    |
| 20   | 固定資産税等精算金   | 233,112       |
| 21   | 預託保証金返還     | 13,811,577    |
| 22   | 借地権譲渡代金     | 28,732,166    |
| 23   | 立替費用精算金     | 12,041,628    |
| 24   | 共益費用精算金     | 84,700,939    |
| 25   | 否認権行使       | 9,200,000     |
| 26   | 損害賠償金等      | 268,718       |
| 27   | 他の破産者からの配当金 | 463,945,743   |
| 28   | 配当金の戻り分等    | 761,899       |
|      | 合 計         | 2,928,261,045 |

平成30年9月3日～令和6年12月31日  
(単位:円)

収支計算書  
(第10回債権者集会)

| 支出の部 |            |               |
|------|------------|---------------|
| No.  | 科目         | 金額            |
| 1    | 補助者費用      | 138,548,660   |
| 2    | 業務委託費      | 61,748,244    |
| 3    | 廃棄費用       | 2,647,426     |
| 4    | 通信費        | 71,527,178    |
| 5    | 施設管理費      | 856,584       |
| 6    | 電気料金       | 2,199,174     |
| 7    | 水道料金       | 264,214       |
| 8    | リース利用料     | 5,064,229     |
| 9    | システム利用料    | 15,590,840    |
| 10   | 地代家賃       | 60,765,474    |
| 11   | 旅費交通費      | 2,775,497     |
| 12   | 消耗品        | 869,561       |
| 13   | 仲介手数料      | 1,175,280     |
| 14   | 支払手数料      | 22,189,042    |
| 15   | 印紙代        | 160,000       |
| 16   | 管財事務費      | 25,199,127    |
| 17   | 別除権者弁済     | 818,625,425   |
| 18   | 他の破産法人への送金 | 9,280,000     |
| 19   | 立替金        | 4,247,440     |
| 20   | 管財人報酬      | 200,000,000   |
| 21   | 公租公課       | 191,536,033   |
| 22   | 労働債権       | 12,750,345    |
| 23   | 中間配当金      | 1,017,614,768 |
|      | 合計         | 2,665,634,541 |

|    |             |
|----|-------------|
| 差引 | 262,626,504 |
|----|-------------|

破産貸借対照表  
 (第10回債権者集会)

| 資産の部 |        |               | 負債の部 |               |                 |
|------|--------|---------------|------|---------------|-----------------|
| No.  | 科 目    | 換価金額          | No.  | 科 目           | 金額              |
| 1    | 現金     | 15,525,310    | 1    | 財団債権(公租公課)    | 191,536,033     |
| 2    | 預金     | 6,369,398     | 2    | 財団債権(労働債権)    | 12,750,345      |
| 3    | 売掛金    | 9,263,117     | 3    | 財団債権(その他)     | 0               |
| 4    | 棚卸資産   | 4,758,873     | 4    | 優先的破産債権(公租公課) | 0               |
| 5    | 前払費用   | 0             | 5    | 優先的破産債権(労働債権) | 0               |
| 6    | 短期貸付金  | 0             | 6    | 普通破産債権        | 116,832,201,143 |
| 7    | 未収入金   | 0             |      |               |                 |
| 8    | 立替金    | 0             |      |               |                 |
| 9    | 仮払金    | 169,957,952   |      |               |                 |
| 10   | 預け金    | 5,360,046     |      |               |                 |
| 11   | 未収消費税等 | 337,106,752   |      |               |                 |
| 12   | 繰越消費税  | 0             |      |               |                 |
| 13   | 建物     | 723,148,149   |      |               |                 |
| 14   | 附属設備   | 0             |      |               |                 |
| 15   | 構築物    | 0             |      |               |                 |
| 16   | 機械装置   | 50,000        |      |               |                 |
| 17   | 車両運搬具  | 2,600,700     |      |               |                 |
| 18   | 工具器具備品 | 0             |      |               |                 |
| 19   | 一括償却資産 | 595,500       |      |               |                 |
| 20   | 土地     | 819,000,000   |      |               |                 |
| 21   | 果樹     | 0             |      |               |                 |
| 22   | ソフトウェア | 0             |      |               |                 |
| 23   | 商標権    | 0             |      |               |                 |
| 24   | 投資有価証券 | 13,811,577    |      |               |                 |
| 25   | 出資金    | 47,124,352    |      |               |                 |
| 26   | 敷金     | 1,154,300     |      |               |                 |
| 27   | 保証金    | 84,240,554    |      |               |                 |
| 28   | 長期貸付金  | 0             |      |               |                 |
| 29   | 保険積立金  | 10,252,933    |      |               |                 |
| 30   | 投資預け金  | 0             |      |               |                 |
| 31   | 長期前払費用 | 0             |      |               |                 |
| 32   | 会員創造費  | 0             |      |               |                 |
| 33   | 繰延資産   | 0             |      |               |                 |
|      | 合計     | 2,250,319,513 |      | 合計            | 117,036,487,521 |

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-114,786,168,008